

深同対審発 1号

平成24年9月25日

深谷市長 小島 進 様

深谷市同和対策事業審議会
会 長 國 吉 眞 弘

平成24年7月6日付け、深人発第66号をもって諮問のありました「深谷市
人権施策推進指針の一部見直しについて」審議の結果、別紙のとおり結論を得
たので答申します。

別紙

深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて（答申）

《答申内容Ⅰ》

第3章人権施策の基本的方向性

2 分野別施策の方向性、

(5) 同和問題の施策の内、前文についての深谷市案は、妥当と認めます。

また、【主要施策】の深谷市案の内、①意識調査の実施、③人権相談体制の充実は削除し、

②人権教育・啓発の推進の深谷市案は、妥当と認めます。

なお、主要施策番号を②から①に変更することとします。

《答申内容Ⅱ》

第4章推進体制

2 国・県・近隣市町、民間団体、企業等との連携についての深谷市案は、妥当と認めます。

《答申内容Ⅲ》

改訂期日 平成25年4月1日については、妥当と認めます。

以上